

改正の趣旨

- 近年、防毒用の電動ファン付き呼吸用保護具が開発され、日本産業規格に基づく製品が流通し始めていることから、労働安全衛生法施行令において、「防毒機能を有する電動ファン付き呼吸用保護具」について、構造規格を定め、譲渡等制限及び型式検定の対象に追加するための改正が行われる予定。（公布日：令和5年3月下旬、施行日：令和5年10月1日）
- これに伴い、建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則を改正し、建築物ねずみ昆虫等防除業の登録基準について、「防毒マスクを有すること」に「防毒機能を有する電動ファン付き呼吸用保護具」を追加する。

改正内容

- 建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則第29条（建築物ねずみ昆虫等防除業の登録基準）を次のように改正する。

<改正前>

第二十九条 法第十二条の二第二項の規定による同条第一項第七号に掲げる事業に係る機械器具その他の設備、その事業に従事する者の資格その他の事項に関する基準は、次のとおりとする。

一 次の機械器具を有すること。

- イ 照明器具、調査用トラップ及び実体顕微鏡
- ロ 毒じ皿、毒じ箱及び捕そ器
- ハ 噴霧機及び散粉機
- ニ 真空掃除機
- ホ 防毒マスク及び消火器

二～五 （略）

- 公布日：令和5年3月下旬、施行日：令和5年10月1日

<改正後>

第二十九条 法第十二条の二第二項の規定による同条第一項第七号に掲げる事業に係る機械器具その他の設備、その事業に従事する者の資格その他の事項に関する基準は、次のとおりとする。

一 次の機械器具を有すること。

- イ 照明器具、調査用トラップ及び実体顕微鏡
- ロ 毒じ皿、毒じ箱及び捕そ器
- ハ 噴霧機及び散粉機
- ニ 真空掃除機
- ホ **防毒マスク又は防毒機能を有する電動ファン付き呼吸用保護具**及び消火器

二～五 （略）

(参考) 防毒機能を有する電動ファン付き呼吸用保護具<G-PAPR>

- 主に電動ファン、吸収缶、面体から構成され、環境空気中の有害物質（有害なガス又は蒸気等）を除去した空気を装着者へ供給するろ過式呼吸用保護具。
- 電動ファン付き呼吸用保護具は、面体内が陽圧になるため、面体内に有害物質が侵入しにくく、かつ、呼吸が容易であり作業者の負担が少ない。

（防じんマスク及び防毒マスクは、肺力により空気を吸引するので、面体内は陰圧になる。）

G-PAPRの例



建築物における衛生的環境の確保に関する法律概要

目的（第1条）

この法律は、多数の者が使用し、又は利用する建築物の維持管理に関し環境衛生上必要な事項等を定めることにより、その建築物における衛生的な環境の確保を図り、もって公衆衛生の向上及び増進に資することを目的とする。

※ 特定建築物所有者等と維持管理権原者は、同一の場合と異なる場合がある。

【特定建築物所有者等】

（所有者又は全部の管理の権原者）

- ・特定建築物の届出
- ・建築物環境衛生管理技術者の選任
- ・維持管理に関する帳簿書類の管理

【特定建築物維持管理権原者】

（当該特定建築物の維持管理について権原を有する者）

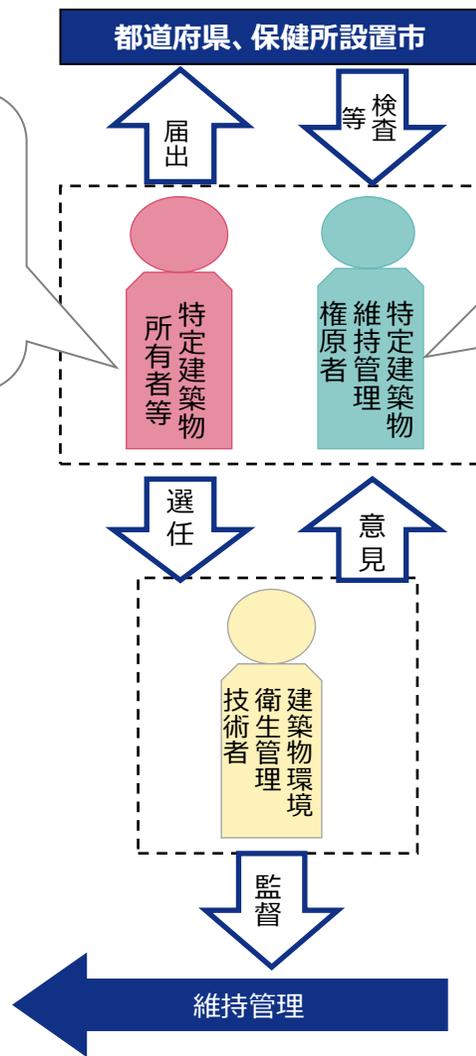
- ・建築物環境衛生管理基準に従い維持管理
- ・建築物環境衛生管理技術者の意見尊重
- ・改善命令等に従う

特定建築物

47,530か所（令和3年度末）
（3000m²以上）
興行場、百貨店、集会場、図書館、博物館、美術館、遊技場、店舗、事務所、旅館等
（8000m²以上）
小学校、中学校等

【建築物環境衛生管理基準】

- ・空気環境の調整
- ・飲料水の管理
- ・雑用水の管理・排水の管理
- ・清掃・ねずみ、昆虫等の防除



ビルメンテナンス業者

<都道府県知事の登録対象業種>
* 延べ登録営業所数 18,148か所（令和3年度末）

| | | | |
|--------------|------------|----------------|--------------|
| 5号 | 6号 | 7号 | 8号 |
| 建築物飲料水貯水槽清掃業 | 建築物排水管清掃業 | 建築物ねずみ昆虫等防除業 | 建築物環境衛生総合管理業 |
| 1号 | 2号 | 3号 | 4号 |
| 建築物清掃業 | 建築物空気環境測定業 | 建築物空気調和用ダクト清掃業 | 建築物飲料水水質検査業 |

建築物における衛生的環境の確保に関する事業の登録制度について

1. 概要

事業登録制度は、建築物の衛生的環境の確保に関する事業を行う事業者の資質向上を目的として、建築物衛生法に基づき、事業者が一定の要件を満たしている場合に都道府県知事の登録を受けることができる制度である（登録の有効期間は6年間）。

登録を受けた事業者は登録の表示ができる一方で、登録を受けない事業者は登録の表示又は類似する表示を行うことが禁止されるが、その事業を行うことが制限されるものではない。

2. 登録の要件

- 登録は、営業所単位で、その所在地を管轄する都道府県知事が行う。
- **登録を受けるためには、厚生労働省令で定める基準に適合することが必要。**
 - ① 機械器具その他の設備に関する基準（物的要件）
 - ② 事業に従事する者の資格に関する基準（人的要件）
 - ③ 作業の方法や機械器具の維持管理方法などに関する基準

3. 登録業種（8業種）

| 業種 | 業務内容 |
|-------------------|---|
| 1号 建築物清掃業 | 建築物内の清掃を行う事業（建築物の外壁や窓の清掃、給排水設備のみの清掃を行う事業は含まない。） |
| 2号 建築物空気環境測定業 | 建築物内の空気環境（温度、湿度、浮遊粉じん量、一酸化炭素濃度、二酸化炭素濃度、気流）の測定を行う事業 |
| 3号 建築物空気調和用ダクト清掃業 | 建築物の空気調和用ダクトの清掃を行う事業 |
| 4号 建築物飲料水水質検査業 | 建築物における飲料水について、水質基準に関する省令（平成15年厚生労働省令第101号）の表の下欄に掲げる方法により水質検査を行う事業 |
| 5号 建築物飲料水貯水槽清掃業 | 建築物の飲料水貯水槽（受水槽、高置水槽等）の清掃を行う事業 |
| 6号 建築物排水管清掃業 | 建築物の排水管の清掃を行う事業 |
| 7号 建築物ねずみ昆虫等防除業 | 建築物内において、ねずみ昆虫等、人の健康を損なう事態を生じさせるおそれのある動物の防除を行う事業 |
| 8号 建築物環境衛生総合管理業 | 建築物における清掃、空気調和設備及び機械換気設備の運転、日常的な点検及び補修（以下「運転等」という。）並びに空気環境の測定、給水及び排水に関する設備の運転等並びに給水栓における水に含まれる遊離残留塩素の検査並びに給水栓における水の色、濁り、臭い及び味の検査であって、特定建築物の衛生的環境の維持管理に必要な程度のを併せ行う事業 |

（参考）建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和四十五年法律第二十号）

第十二条の二 次の各号に掲げる事業を営んでいる者は、当該各号に掲げる事業の区分に従い、その営業所ごとに、その所在地を管轄する都道府県知事の登録を受けることができる。

一～六（略）

七 建築物におけるねずみその他の人の健康を損なう事態を生じさせるおそれのある動物として厚生労働省令で定める動物の防除を行う事業

八（略）

2 都道府県知事は、前項の登録の申請があつた場合において、その申請に係る営業所のその登録に係る事業を行うための機械器具その他の設備、その事業に従事する者の資格その他の事項が厚生労働省令で定める基準に適合すると認めるときは、登録をしなければならない。

3～5（略）